

男女共同参画に関する 市民アンケート・事業所意識調査報告書 【概要版】

平成28年7月に市民及び事業所のみなさまのご理解とご協力のもと実施しました、男女共同参画に関する「市民アンケート」及び「事業所意識調査」の調査結果がまとまりました。

この調査は、現行の「高崎市第3次男女共同参画計画」（平成25年度～29年度）の計画期間の終了前に、市民のみなさまの男女共同参画に関する意識や実態を把握するとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行を踏まえ、市内事業所における男女共同参画や女性の登用促進に関する意識や実態を総合的に把握し、新たな計画を策定するための基礎資料とするために実施したものです。

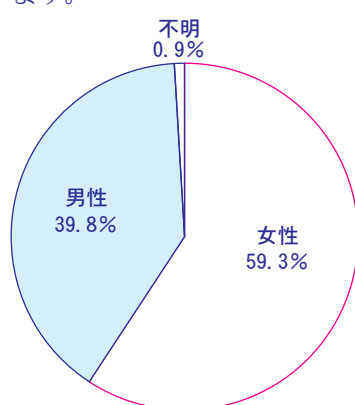
調査の概要

調査名称	男女共同参画に関する市民アンケート	男女共同参画に関する事業所意識調査
調査対象	無作為抽出による 18歳以上の市民2,130人	無作為抽出による従業員10人以上の 市内事業所2,000社
調査期間	平成28年7月1日～7月19日	
有効回収数	746人（有効回収率35.0％）	586件（有効回収率29.3％）

市民アンケート調査と事業所意識調査の回答者の状況

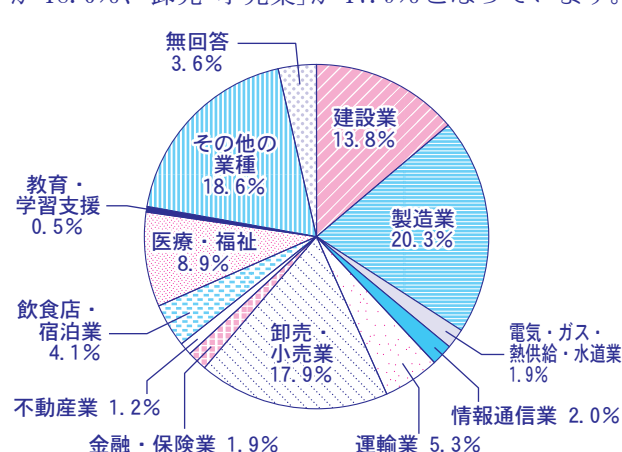
●市民アンケート

女性が約6割（59.3％）、男性が約4割（39.8％）となっています。



●事業所意識調査

「製造業」が20.3％で最も多く、次いで「その他」が18.6％、「卸売・小売業」が17.9％となっています。



調査結果の見方

- * グラフのNの表記は回答者数を示します。また、性別や従業員数別などで属性が不明なものは、属性別の図表に示していないため、各属性の回答者数と総数が一致しない場合があります。
- * 「前回調査」とは「男女共同参画に関する市民アンケート」（平成23年度）及び「男女共同参画に関する事業所意識調査」（平成26年度）を示します。
- * グラフ内の回答率（％）は、少数第2位を四捨五入したため、合計が100％にならない場合があります。

市民アンケート調査結果

男女平等について

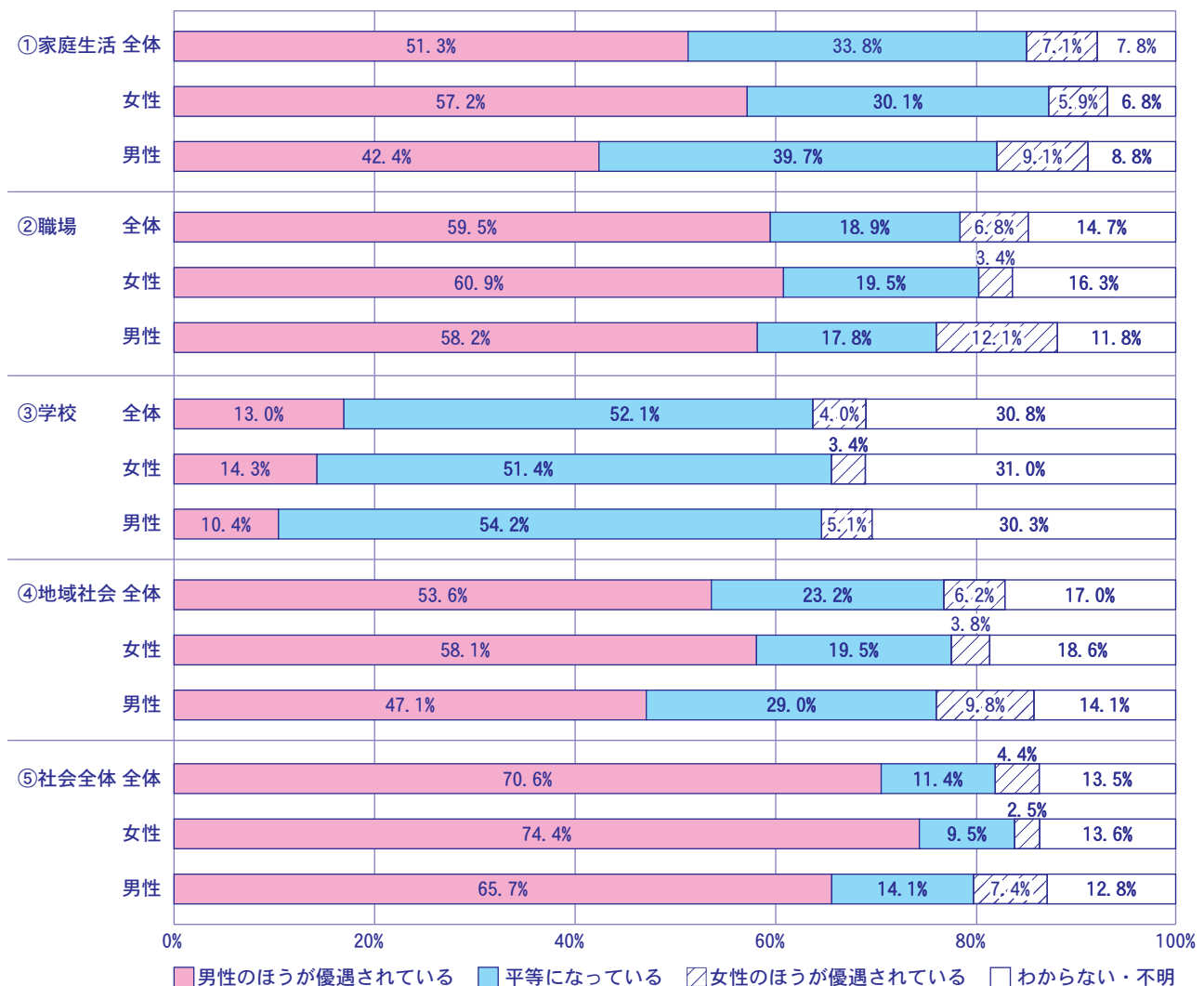
以下の場面で、男女の地位は平等になっていると思いますか

- 平等感が高いのは「学校」
- 男性は女性よりも平等と思う傾向が強い

男女とも「平等になっている」が最も高いのは「③学校」（女性51.4%、男性54.2%）です。

一方で、「⑤社会全体」では「男性のほうが優遇されている*」が特に高くなっています。

また、様々な場面で、男性が「平等になっている」と思うほどには、女性は思っておらず、女性は「男性のほうが優遇されている*」と認識している傾向が見られます。



N＝女性442人、男性297人

* 「男性（女性）のほうが優遇されている」は、「男性（女性）のほうが非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性（女性）のほうが優遇されている」の合計値

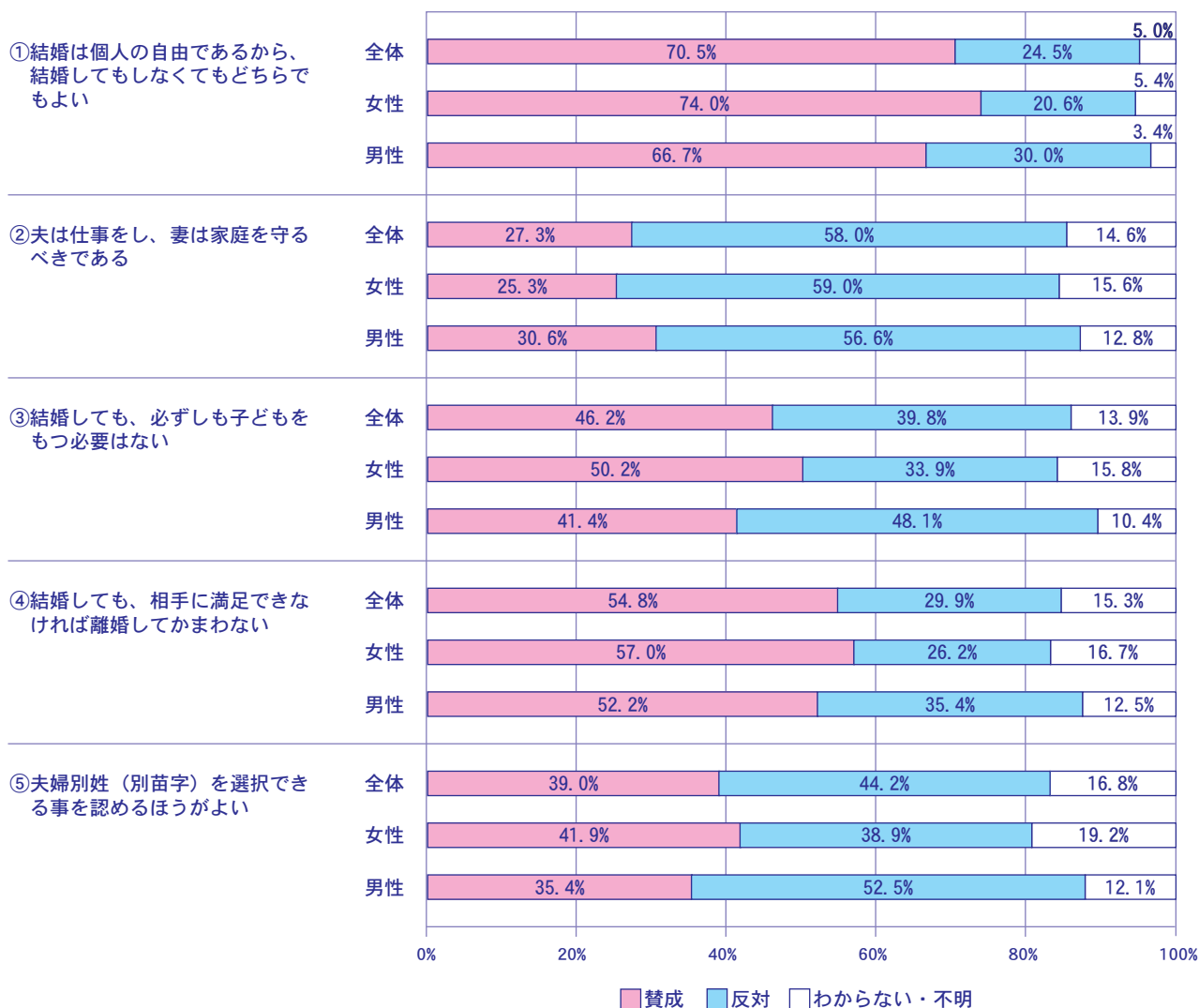
結婚・家庭生活について

「結婚・家庭生活に関する以下の考え方についてどう思いますか

- 「結婚は個人の自由」は賛成が高い
- 「結婚しても、必ずしも子どもをもつ必要はない」と「夫婦別姓を選択できる事を認めるほうがよい」は男女で賛否が分かれる

「①結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」は、男女とも「賛成*」（女性74.0%、男性66.7%）が高くなっています。また、「④結婚しても、相手に満足できなければ離婚してかまわない」も「賛成*」（女性57.0%、男性52.2%）が高くなっています。

一方、「②夫は仕事をし、妻は家庭を守るべきである」は「反対*」（女性59.0%、男性56.6%）が高くなっており、「③結婚しても、必ずしも子どもをもつ必要はない」や「⑤夫婦別姓を選択できる事を認めるほうがよい」は男女で賛否が分かれる傾向となっています。



* 賛成（反対）は、「賛成（反対）」と「どちらかといえば賛成（反対）」の合計値
N＝女性442人、男性297人

▶ さらに詳しく見ると

「②夫は仕事をし、妻は家庭を守るべきである」は、男女とも前回調査より「反対*」が増加しており、「③結婚しても、必ずしも子どもをもつ必要はない」は、男女とも前回調査より「賛成*」が増加しています。

また、「③結婚しても、必ずしも子どもをもつ必要はない」や「⑤夫婦別姓を選択できる事を認めるほうがよい」は、性別だけでなく年齢や職業、結婚経験などでも賛否が分かれる傾向が見られます。

家庭における役割分担について

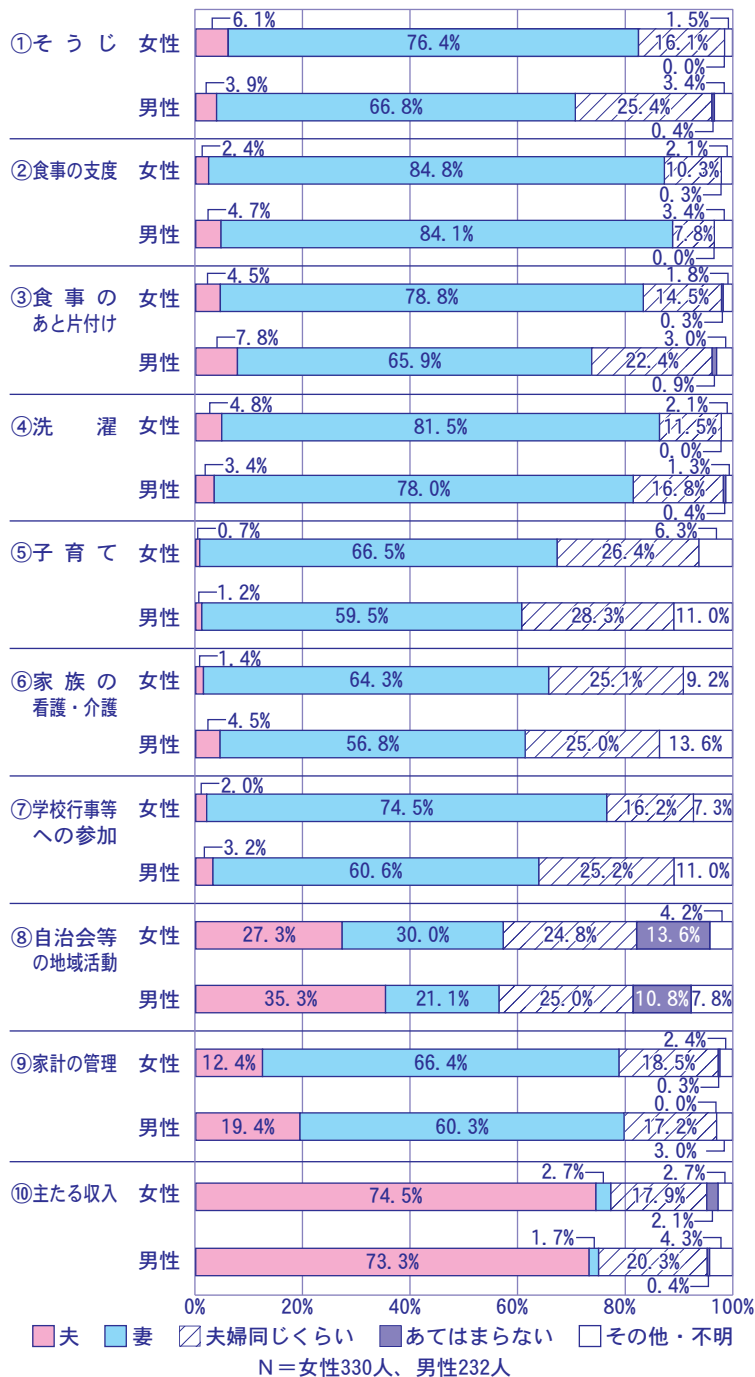
あなたの家庭では以下の役割を主にだれが担っていますか（結婚・事実婚をしている方のみ）

- ほとんどの役割を「妻」が担っている
- 「主たる収入」のみ「夫」が担っている
- 「子育て」「家族の看護・介護」「地域活動」は「夫婦同じくらい」が比較的高い

「⑩主たる収入」を除くほとんどの項目で男女とも「妻」が高くなっています。「⑩主たる収入」は男女とも「夫」（女性74.5%、男性73.3%）が最も高くなっています。

また、「⑧自治会等の地域活動」は、女性では「妻」（30.0%）、男性では「夫」（35.3%）が最も高く、次いで女性は「夫」（27.3%）、男性は「夫婦同じくらい」（25.0%）となっています。

一方、「⑤子育て*」や「⑥家族の看護・介護*」は、男女とも「夫婦同じくらい」（「⑤子育て*」女性26.4%、男性28.3%、「⑥家族の看護・介護*」女性25.1%、男性25.0%）が比較的高くなっていますが、男女とも「夫」（⑤子育て*）女性0.7%、男性1.2%、「⑥家族の看護・介護*」女性1.4%、男性4.5%）で低くなっています。



*「⑤子育て」（N = 女性269人、男性173人）、「⑥家族の看護・介護」（N = 女性207人、男性132人）、「⑦学校行事等への参加」（N = 女性247人、男性155人）は、家族に該当者がいない場合が考えられるため、「あてはまらない」を除外して集計

さらに詳しく見ると

同居している家族の介護について見ると、「介護を受けている同居家族はいない」が男女とも8割以上を占めています。一方、「同居家族の中に介護を受けている人がいる」場合、主に介護を担っている人は、男女とも「配偶者」「施設介護サービス」が比較的高く、女性では「娘」も比較的高く見られます。

また、「①そうじ」や「④洗濯」、「⑤子育て*」、「⑦学校行事等への参加*」は、前回調査と比較して男女とも「夫婦同じくらい」が増加しています。

女性の就労について

一般的に女性が仕事を続けることについて、どのように考えますか

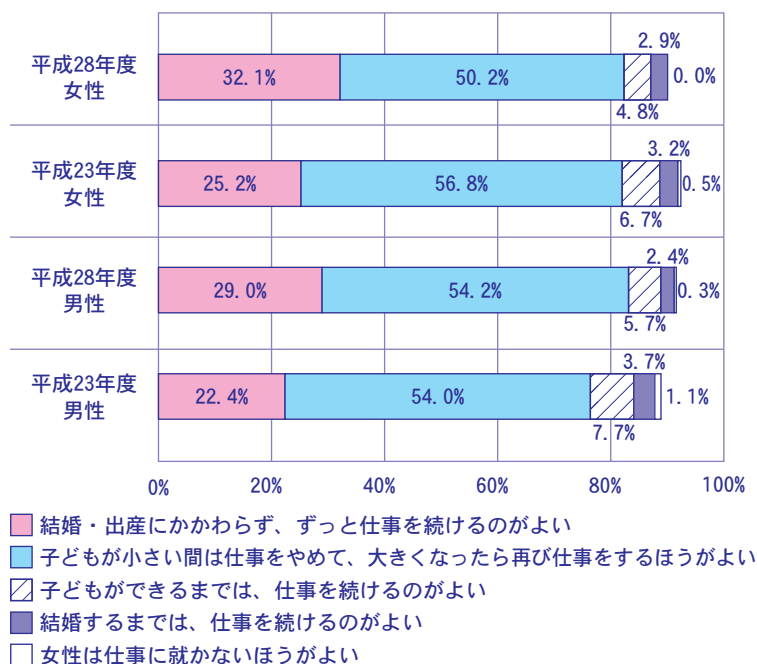
●男女とも「子どもが大きくなったら再び仕事をするほうがよい」が最も高い

●前回調査と比較すると「ずっと仕事を続けるのがよい」が増加している

男女とも「子どもが小さい間は仕事をやめて、大きくなったら再び仕事をするほうがよい」（女性50.2%、男性54.2%）が最も高く、次いで「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事を続けるのがよい」（女性32.1%、男性29.0%）が高くなっています。

また、前回調査と比較すると、「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事を続けるのがよい」は、男女とも増加しています。

特に男性においては、「子どもが小さい間は仕事をやめて、大きくなったら再び仕事をするほうがよい」はあまり変化がありませんが「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事を続けるのがよい」が6ポイント以上増えています。



平成23年度 N＝女性1,365人、男性1,018人

平成28年度 N＝女性442人、男性297人

*選択肢「わからない」は表示していません。

職場や働き方について

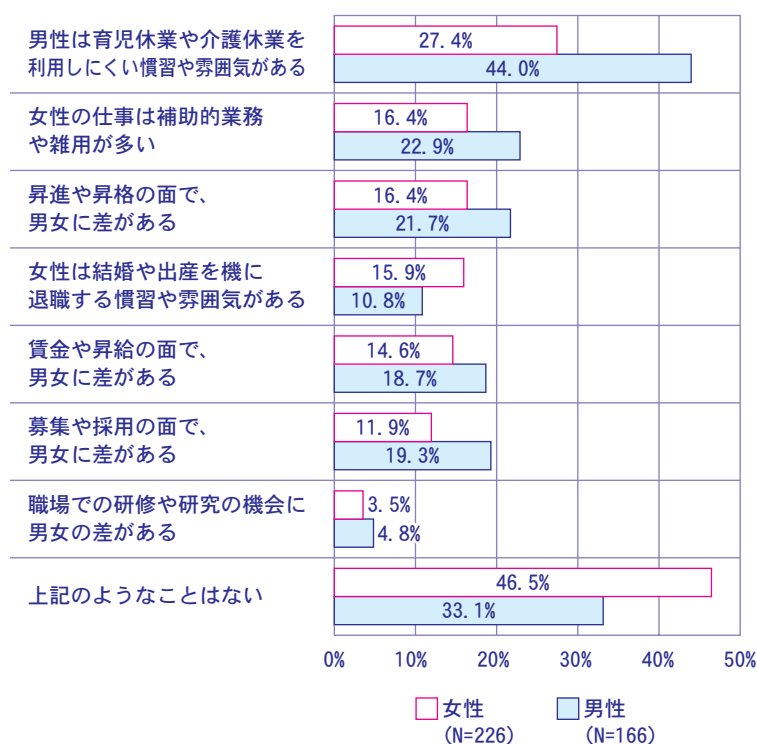
あなたの職場では以下のことがありますか（現在勤めている方のみ・複数回答可）

●男女とも「男性の育児・介護休業」が利用しにくい

男女とも「男性は育児休業や介護休業を利用しにくい慣習や雰囲気がある」（女性27.4%、男性44.0%）が高くなっており、特に男性では最も高くなっています。

また、女性は「女性の仕事は補助的業務や雑用が多い」（16.4%）と「昇進や昇格の面で、男女に差がある」（16.4%）が同割合となっています。前回調査では、「女性の仕事は補助的業務や雑用が多い」（20.5%）、「昇進や昇格の面で、男女に差がある」（24.8%）となっており、減少していることがわかります。

一方で、「上記のようなことはない」（女性46.5%、男性33.1%）は女性では最も高く、男性では2番目に高い割合を示しています。



家族の育児・介護について

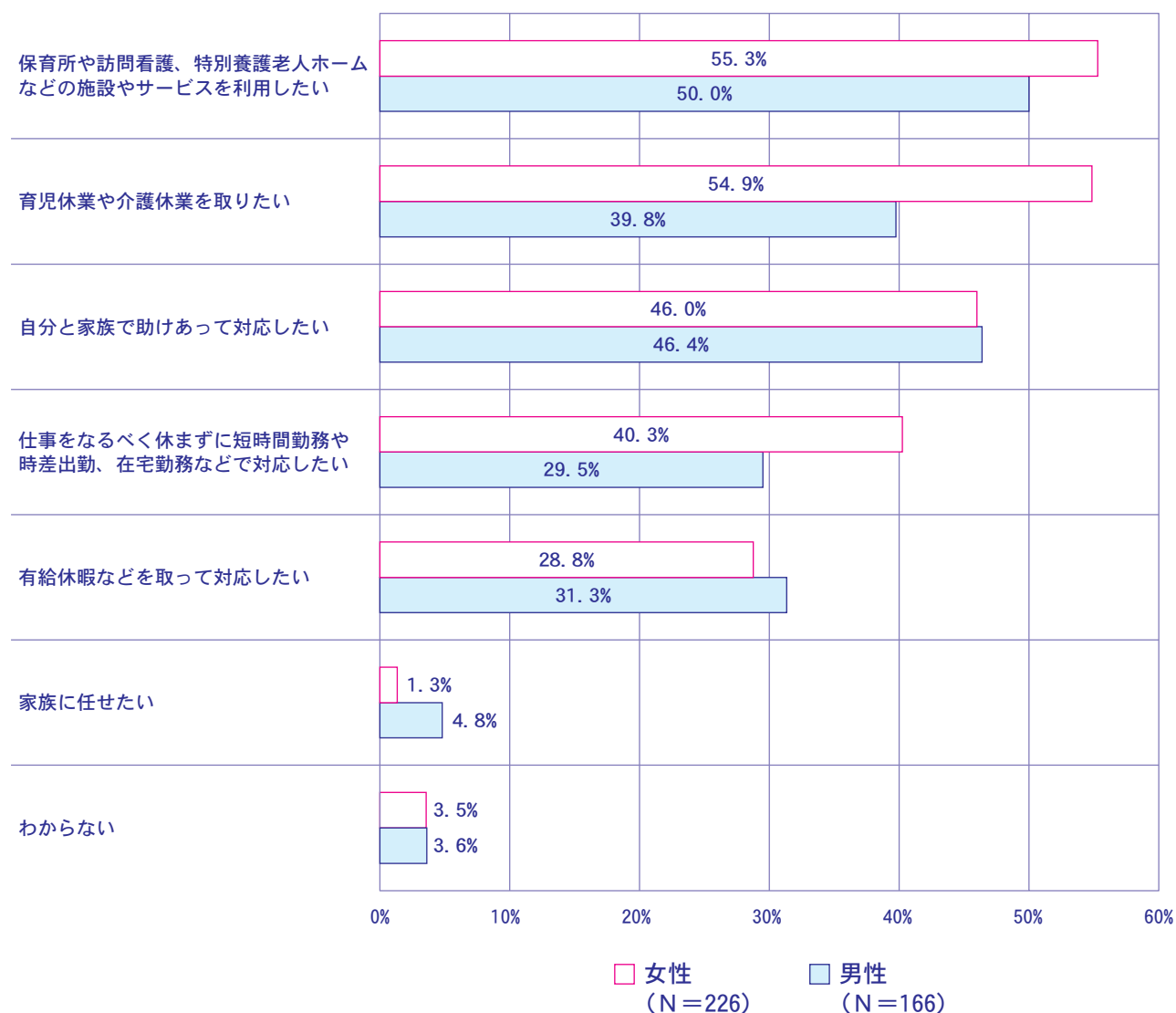
育児や介護が必要な家族がいる場合、育児・介護休業の取得について、どのようにしたいと考えますか（現在勤めている方のみ・複数回答可）

- 女性「施設やサービスを利用したい」、「育児・介護休業を取りたい」
- 男性「施設やサービスを利用したい」、「家族で助け合って対応したい」

女性は「保育所や訪問看護、特別養護老人ホームなどの施設やサービスを利用したい」（55.3%）と「育児休業や介護休業を取りたい」（54.9%）が5割以上で、同じような割合となっています。

また、「自分と家族で助け合って対応したい」（46.0%）や「仕事をなるべく休まずに短時間勤務や時差出勤、在宅勤務などで対応したい」（40.3%）も比較的高くなっています。

男性は「施設やサービスを利用したい」（50.0%）が最も高く、次いで「自分と家族で助け合って対応したい」（46.4%）となっています。



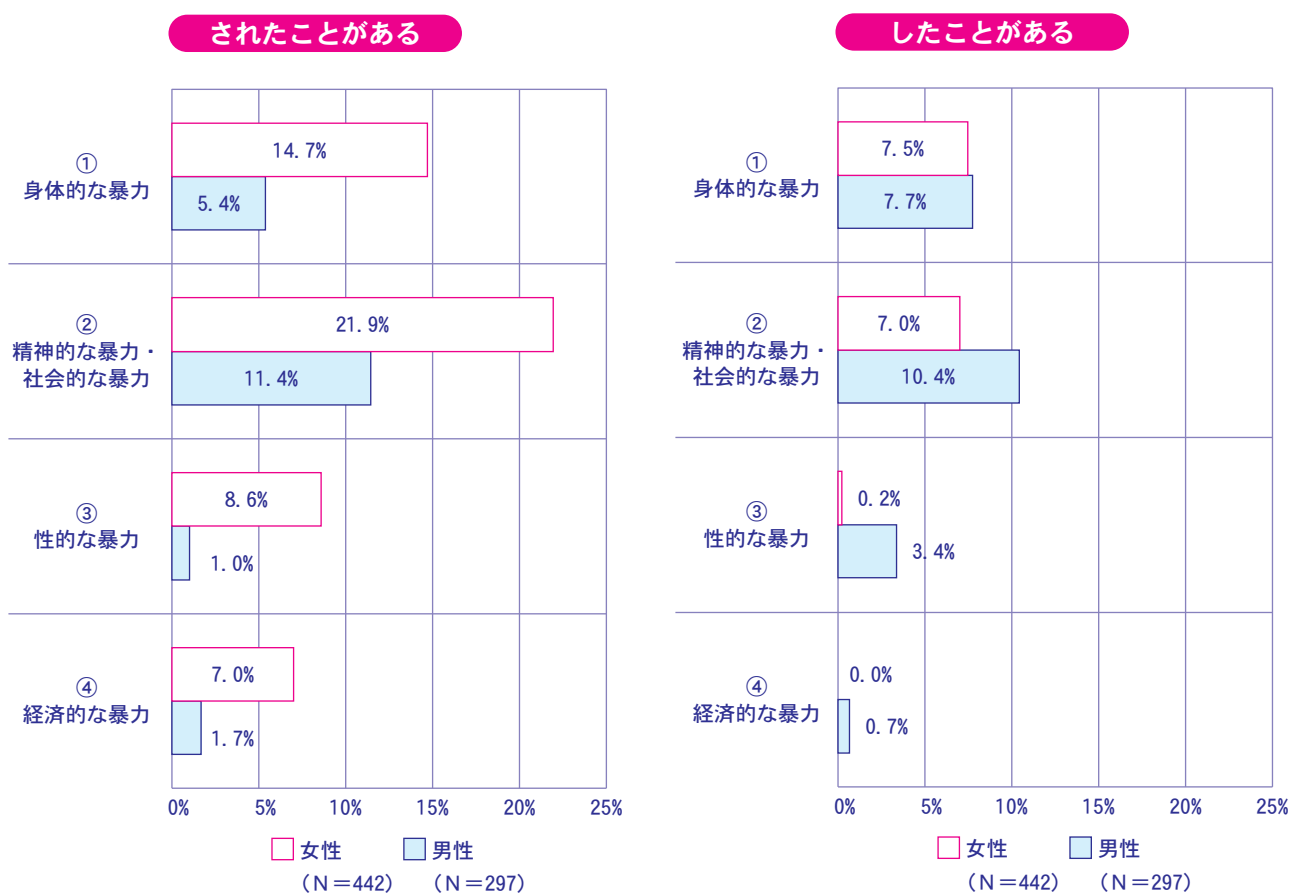
ドメスティック・バイオレンス（DV）について

①あなたはこれまでに恋人やパートナーから、次のようなことを「されたこと」や、もしくは「したこと」がありますか

- 「されたことがある」は女性、「したことがある」は男性が比較的高い
- 特に女性は「精神的・社会的暴力」「身体的暴力」を「されたことがある」が比較的高い

4項目*すべてにおいて「されたことがある」は女性、「したことがある」は男性が比較的高くなっています。特に女性は「②精神的な暴力・社会的な暴力」や「①身体的な暴力」を「されたことがある」（それぞれ21.9%、14.7%）が高くなっています。

また、前回調査においても、女性で「されたことがある」人は、「②精神的な暴力・社会的な暴力」（19.2%）、「①身体的な暴力」（13.1%）が高く、今回の調査でその割合は増加しています。



▶ さらに詳しく見ると

4種類のうち1種類でも「されたことがある」（DV被害経験がある）女性は2割以上（28.1%）、男性は1割以上（11.8%）となっています。

いずれも前回調査（女性24.7%、男性10.5%）より増加しています。

*①身体的な暴力……………なぐる、ける、物を投げつける、つきとばす、刃物でおどす等

②精神的な暴力・社会的な暴力…人格を否定するような暴言、長時間の無視、どなる、「だれのおかげで生活できるんだ」や「かいしゅうなし」などの見下した発言、身の危険を感じるような脅迫、交友関係の監視や制限等

③性的な暴力……………相手がいやがっているのに性的な行為を強要する、避妊に協力しない、中絶の強要等

④経済的な暴力……………生活費を入れない、外で働くことを妨害する、仕事を辞めさせる、家計の管理に関与させない、借金をさせてお金を取り上げる等

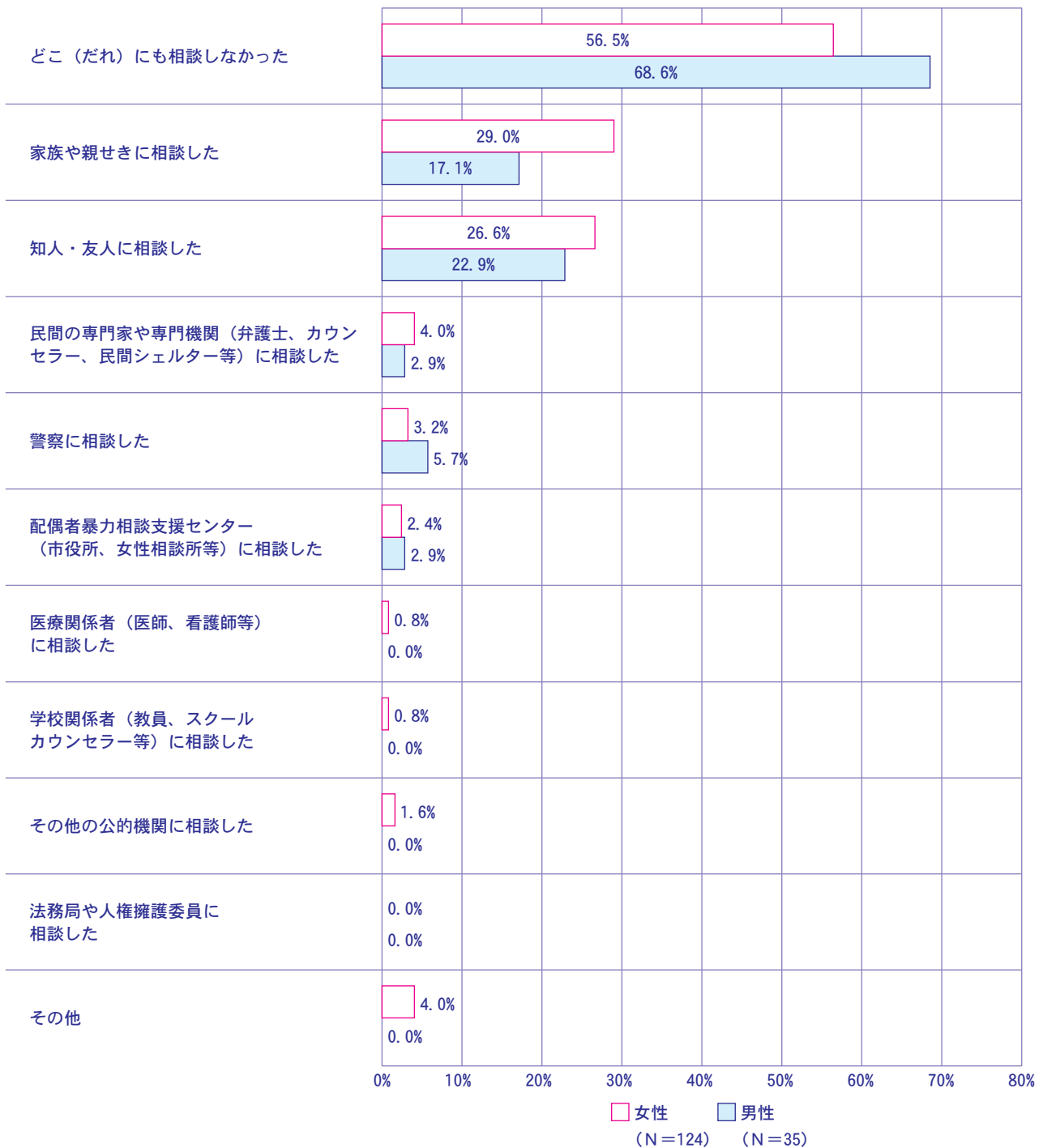
ドメスティック・バイオレンス（DV）について

②「された」後、どこか（だれか）に相談しましたか（①で「された」と回答した方のみ・複数回答可）

●男女とも「どこ（だれ）にも相談しなかった」が最も高い

男女とも「どこ（だれ）にも相談しなかった」（女性56.5%、男性68.6%）が最も高くなっています。

これに次いで、男女とも「家族や親せきに相談した」（女性29.0%、男性17.1%）や「知人・友人に相談した」（女性26.6%、男性22.9%）も比較的高くなっています。



▶ さらに詳しく見ると

「どこ（だれ）にも相談しなかった」理由（複数回答可）を見ると、男女とも「相談するほどのことではないと思った」（女性37.1%、男性41.7%）で最も高く、次いで、女性では「相談してもむだだと思った」（35.7%）、男性では「自分にも悪いところがあると思った」（37.5%）となっています。

男女共同参画社会づくりのための施策について

次の言葉や制度のうち、見聞きしたことがあるものはありますか（複数回答可）

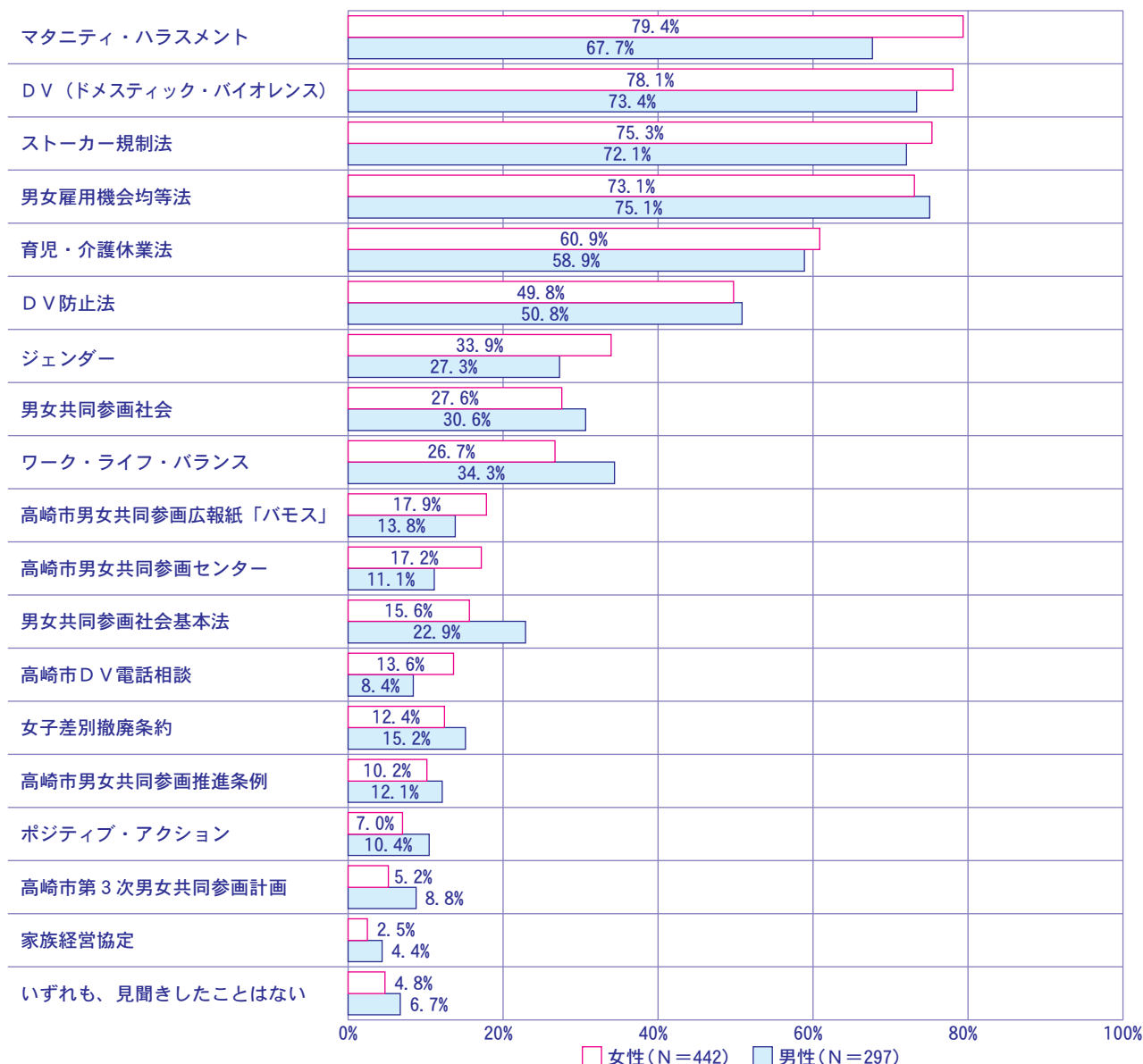
●男女ともDV、ストーカー規制法、男女雇用機会均等法は7割以上が認知

●女性でマタニティ・ハラスメントは約8割認知

男女とも「DV（ドメスティック・バイオレンス）」、「ストーカー規制法」、「男女雇用機会均等法」の3項目が7割以上で高くなっています。

女性では「マタニティ・ハラスメント」が約8割で最も高くなっており、男性においても6割以上となっています。

また、「育児・介護休業法」、「DV防止法」も約5～6割で比較的高くなっています。



*実際の調査票では、以下の選択肢について、カッコ（ ）内に以下の説明文を加えて提示しました。

- ・マタニティ・ハラスメント（働く女性が妊娠・出産・育児休業等を理由として職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせや不利益な取り扱いのこと）
- ・ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）
- ・DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）
- ・ジェンダー（生物としての性別ではなく、社会通念や慣習の中で社会的に形成された性別のこと）
- ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）
- ・高崎市男女共同参画広報紙「バモス（Vamos）」（市が毎年3月に発行し、全戸に配付）
- ・高崎市男女共同参画センター（高崎市市民活動センター「ソシアス」内）
- ・高崎市男女共同参画推進条例（平成21年4月1日施行）
- ・ポジティブ・アクション（男女間の格差改善のため、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること）
- ・高崎市第3次男女共同参画計画（平成25年3月策定）
- ・家族経営協定（農業経営に携わる家族それぞれの経営参画を目指し、家族で取り決める協定のこと）

男女共同参画社会づくりのための施策について

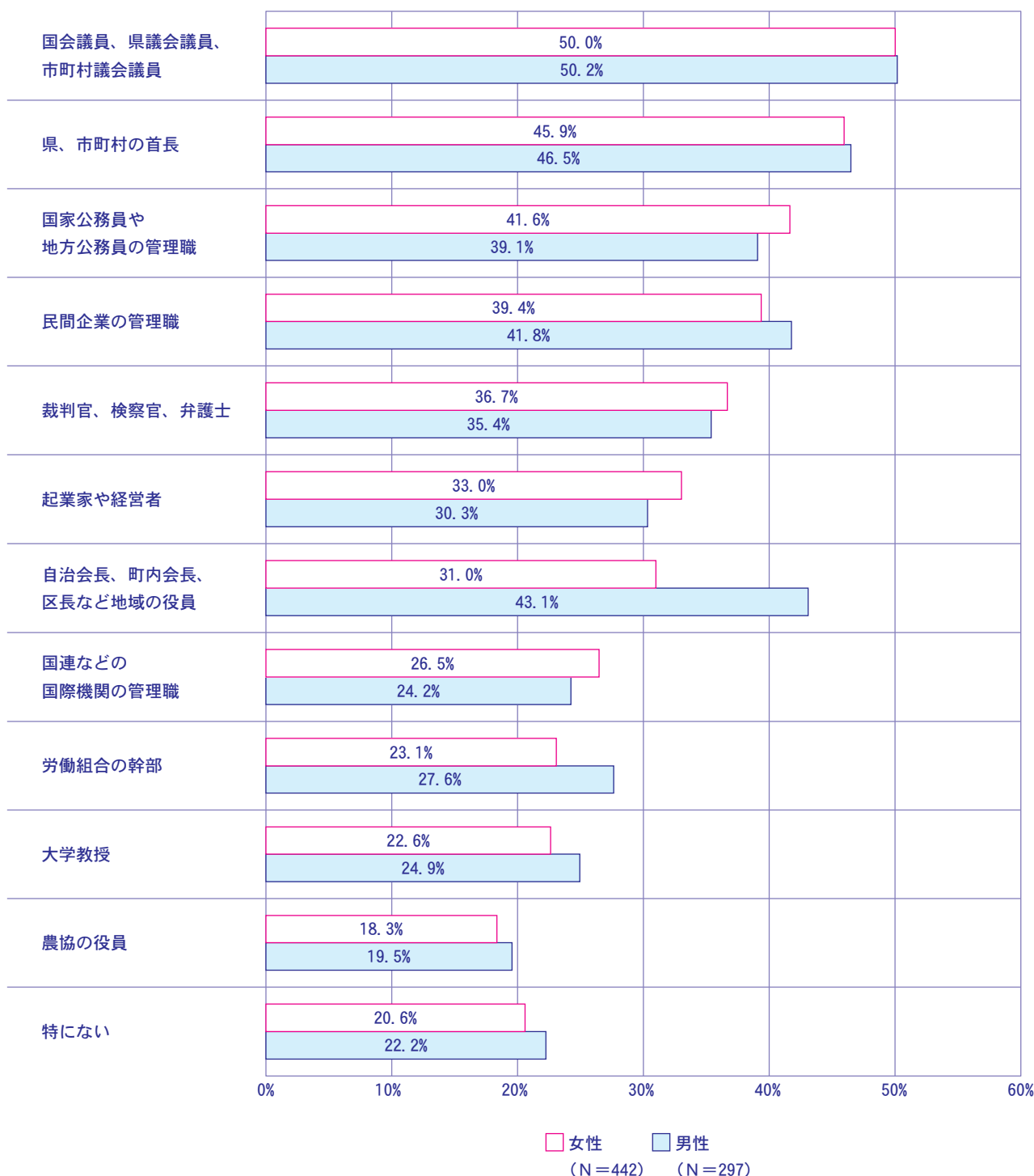
以下のような職業や役職において、今後女性がもっと増えるほうがよいと思うものはどれですか
(複数回答可)

●国・県・市町村議会議員が最も高い

男女とも「国会議員、県議会議員、市町村議会議員」(女性50.0%、男性50.2%)が最も高くなっています。次いで男女とも「県、市町村の首長」(女性45.9%、男性46.5%)となっています。

3番目に高いのは、女性は「国家公務員や地方公務員の管理職」(41.6%)で、男性は「自治会長、町内会長、区長など地域の役員」(43.1%)となっており、男女での差が見られます。

また、男女とも「特にない」が2割以上となっています。

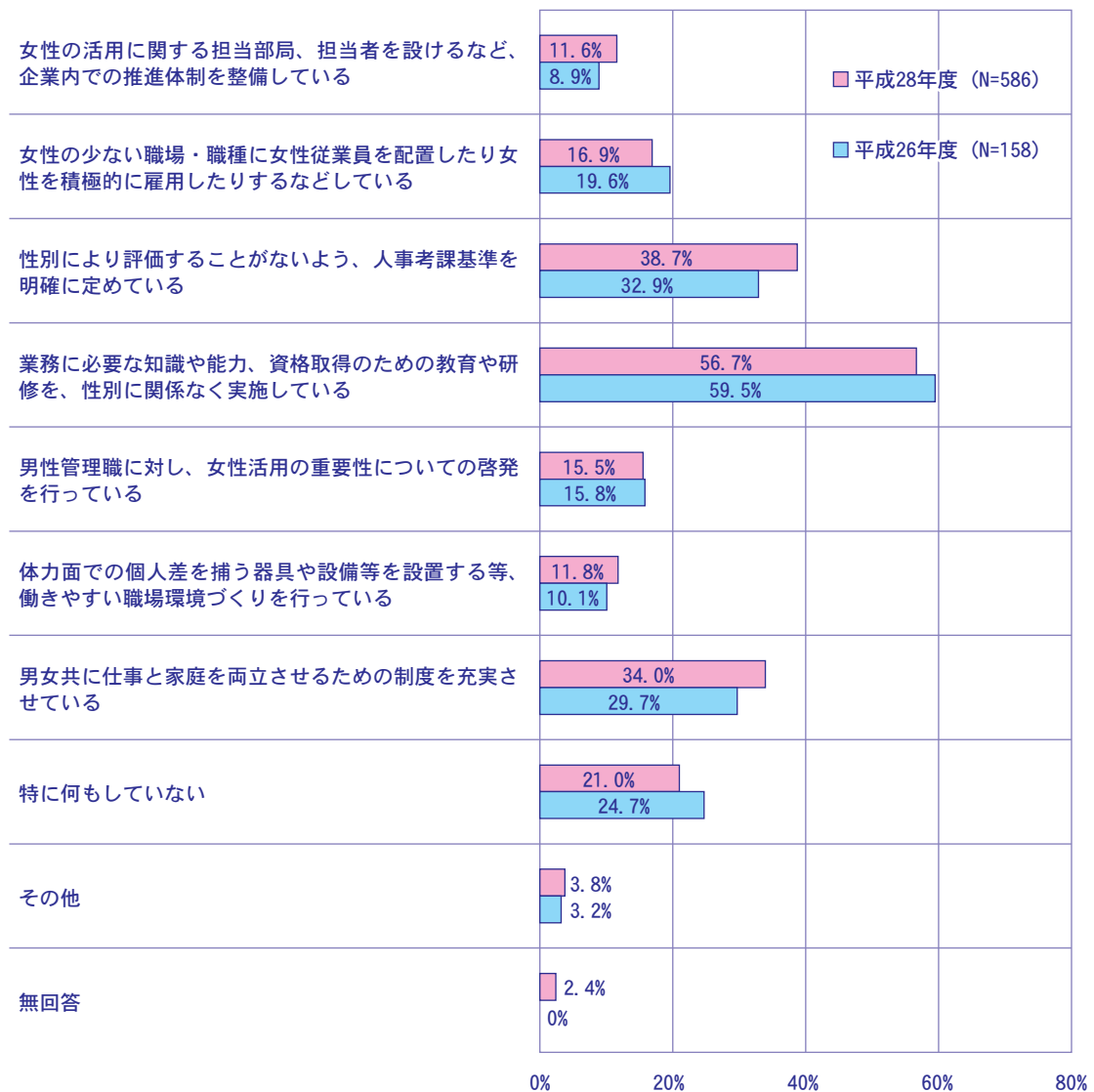


事業所 意識調査結果

男女共同参画への取り組みについて

あなたの事業所では、職場において、女性も男性も平等に働ける環境づくりに向けてどのようなことに取り組んでいますか(複数回答可)

「業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を、性別に関係なく実施している」(56.7%)が最も多く、次いで「性別により評価することがないよう、人事考課基準を明確に定めている」(38.7%)、「男女共に仕事と家庭を両立させるための制度を充実させている」(34.0%)となっています。前回調査と比較して、取り組みの傾向は大きく変わっていません。



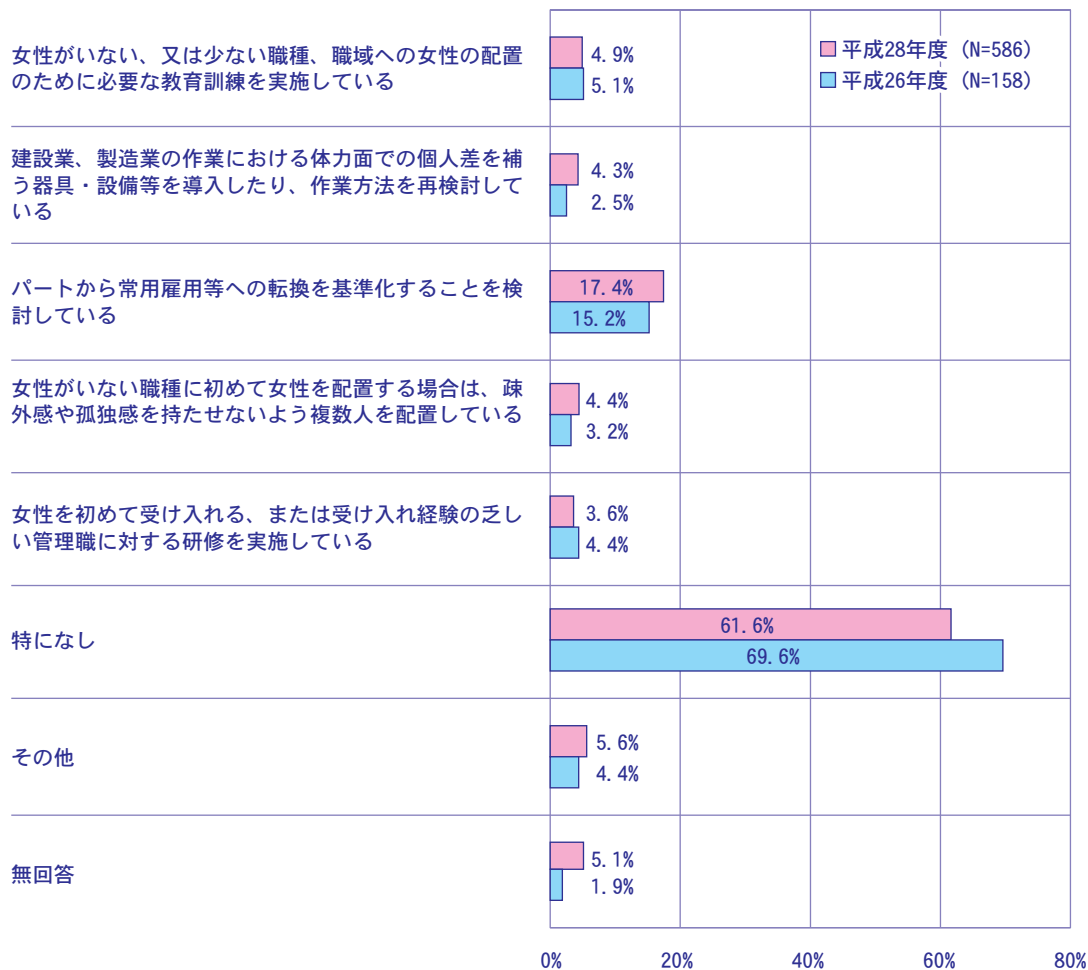
ポジティブ・アクションについて

■ポジティブ・アクションとは

これまでの慣行や性別による役割分担意識などから、男女の労働者の間に格差が生じている場合（例えば、営業職に女性がほとんどいない、課長以上の管理職は男性が大半であるなど）このような格差を解消するために個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みをいいます。

女性の職域拡大のために取り組んでいることはありますか（複数回答可）

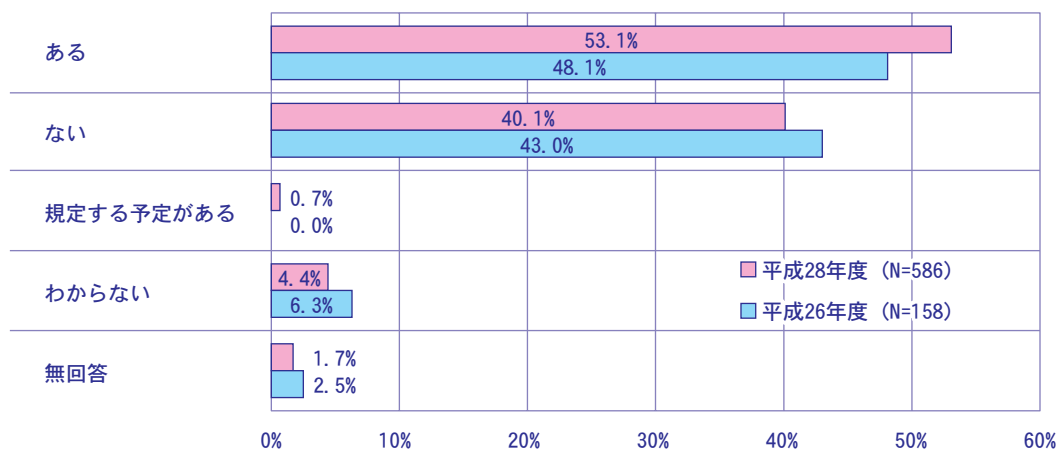
61.6%の事業所が「特になし」と回答しています。「パートから常用雇用等への転換を基準化することを検討している」は17.4%で、他の回答は1割以下となっています。前回調査と比較して、取り組みの傾向は大きく変わっていません。



セクシュアル・ハラスメントについて

セクシュアル・ハラスメント防止のための規定はありますか

事業所のほぼ半数（53.1%）で規定が「ある」と回答しており、前回調査より5ポイント増加しています。



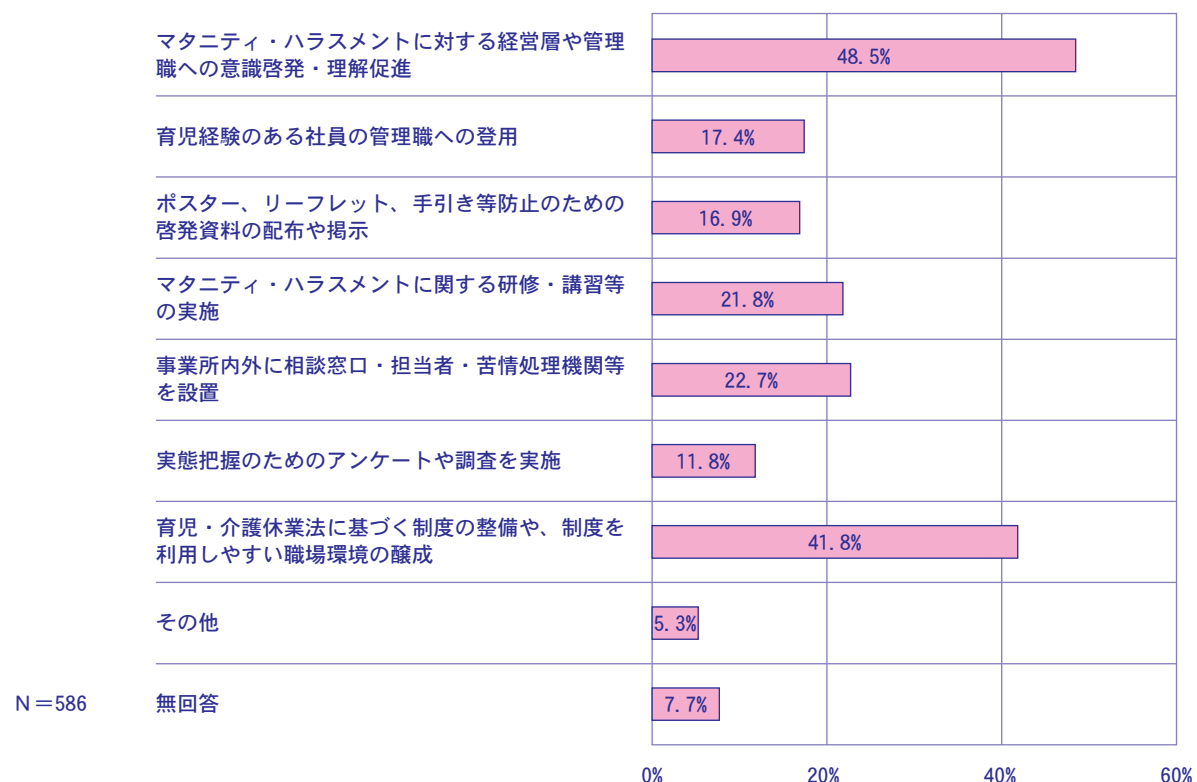
マタニティ・ハラスメントについて

■マタニティ・ハラスメントとは

働く女性が妊娠・出産・育児休業等を理由として職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせや不利益な取扱いをいいます。

マタニティ・ハラスメントを防止するためにどのような取り組みができと考えるか（複数回答可）

「マタニティ・ハラスメントに対する経営層や管理職への意識啓発・理解促進」（48.5%）が最も多く、次いで「育児・介護休業法に基づく制度の整備や、制度を利用しやすい職場環境の醸成」（41.8%）となっています。

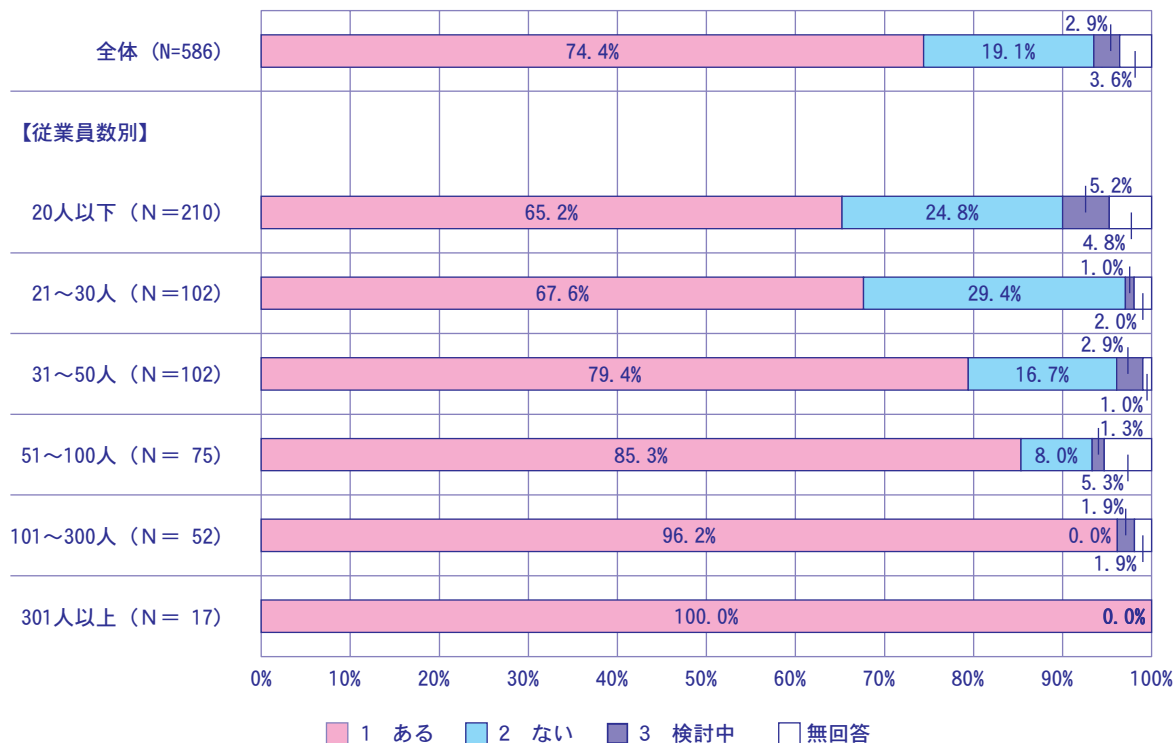


育児・介護休業制度について

①貴事業所には、育児休業制度の規定がありますか

育児休業制度の規定が「ある」と回答した事業所は74.4%となっています。

従業員数別で見ると、従業員数が多くなるほど「ある」の割合が多くなり、301人以上の事業所では「ある」の回答が100%となっています。



育児・介護休業制度について

②平成27年4月1日～平成28年3月31日までの間で、出産した女性従業員の人数と配偶者が出産した男性従業員の人数をお答えください

③出産又は配偶者が出産した従業員のうち、平成28年5月末日までに育児休業を開始した、又は開始の申し出をしている人数をお答えください

女性の育児休業の取得率は81.6%となっており、約8割が育児休業制度を利用しています。

一方男性の取得率は3.3%と、女性に比べ低くなっていますが、全国平均値※の2.65%を上回っています。

※平成27年度雇用均等基本調査（厚生労働省）

(人)

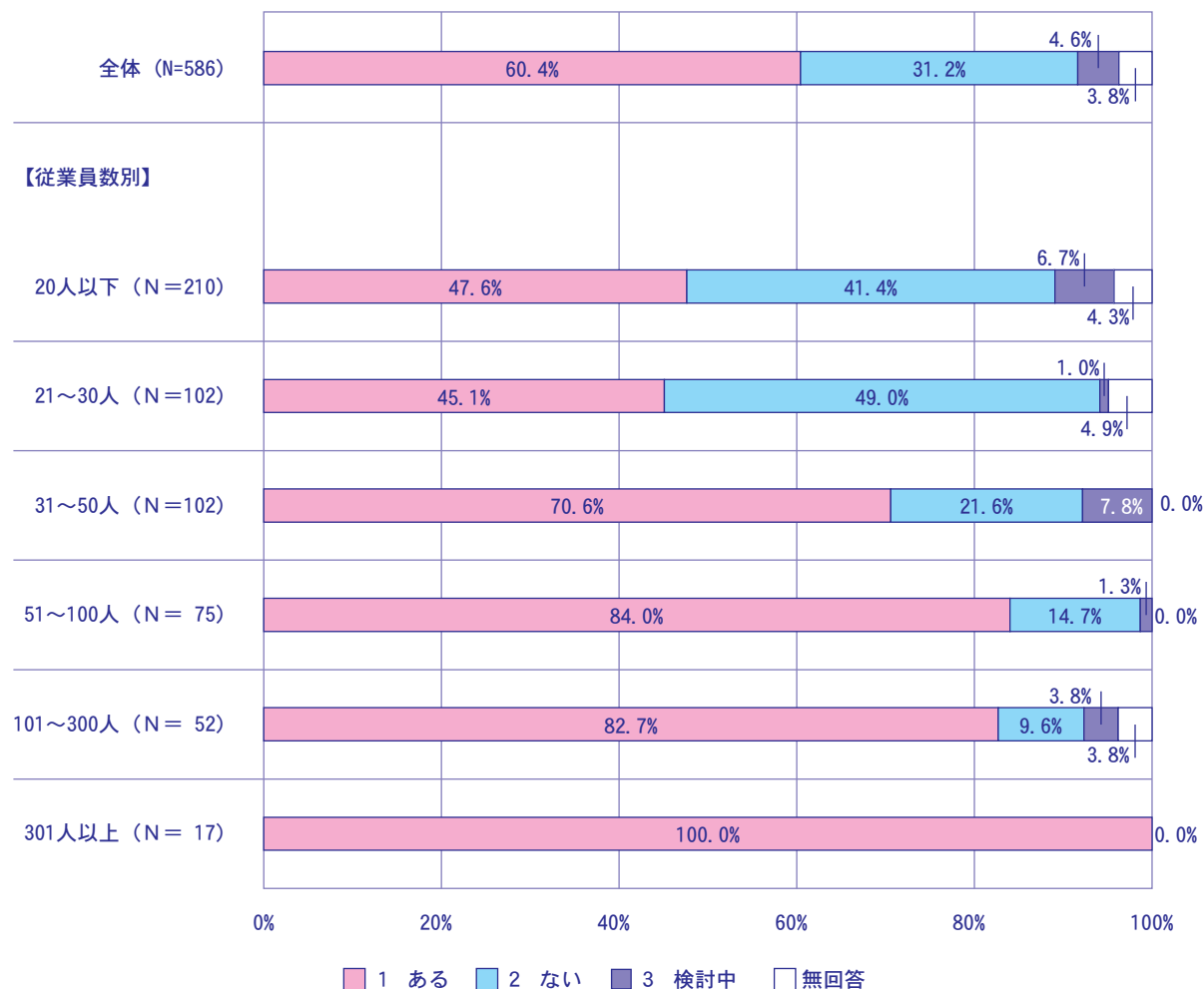
	正社員	非正社員	派遣(契約)社員	合計	取得率(%)
出産した女性従業員の人数	208	33	3	244	81.6
育児休業を取得・申し出た女性従業員の人数	175	24	0	199	
配偶者が出産した男性従業員の人数	448	6	4	458	3.3
育児休業を取得・申し出た男性従業員の人数	15	0	0	15	

育児・介護休業制度について

④貴事業所には、介護休業制度の規定がありますか

60.4%の事業所が介護休業の規定が「ある」と回答しています。「ない」と回答した事業所は31.2%であり、育児休業制度と比較すると、まだ社内制度として規定されていない事業所がやや多いようです。

従業員数別で見ると、20人以下と21～30人の事業所で「ある」の割合が低くなっています。また、301人以上の事業所では、100%が「ある」と回答しています。



育児・介護休業制度について

⑤平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に介護休業を開始した従業員数をお答えください

実際に介護休業制度を利用した従業員は、事業所全体で女性従業員が10名、男性従業員が2名となっています。

(人)

	正社員	非正社員	派遣（契約）社員	合計
1 女性従業員	8	2	0	10
2 男性従業員	2	0	0	2

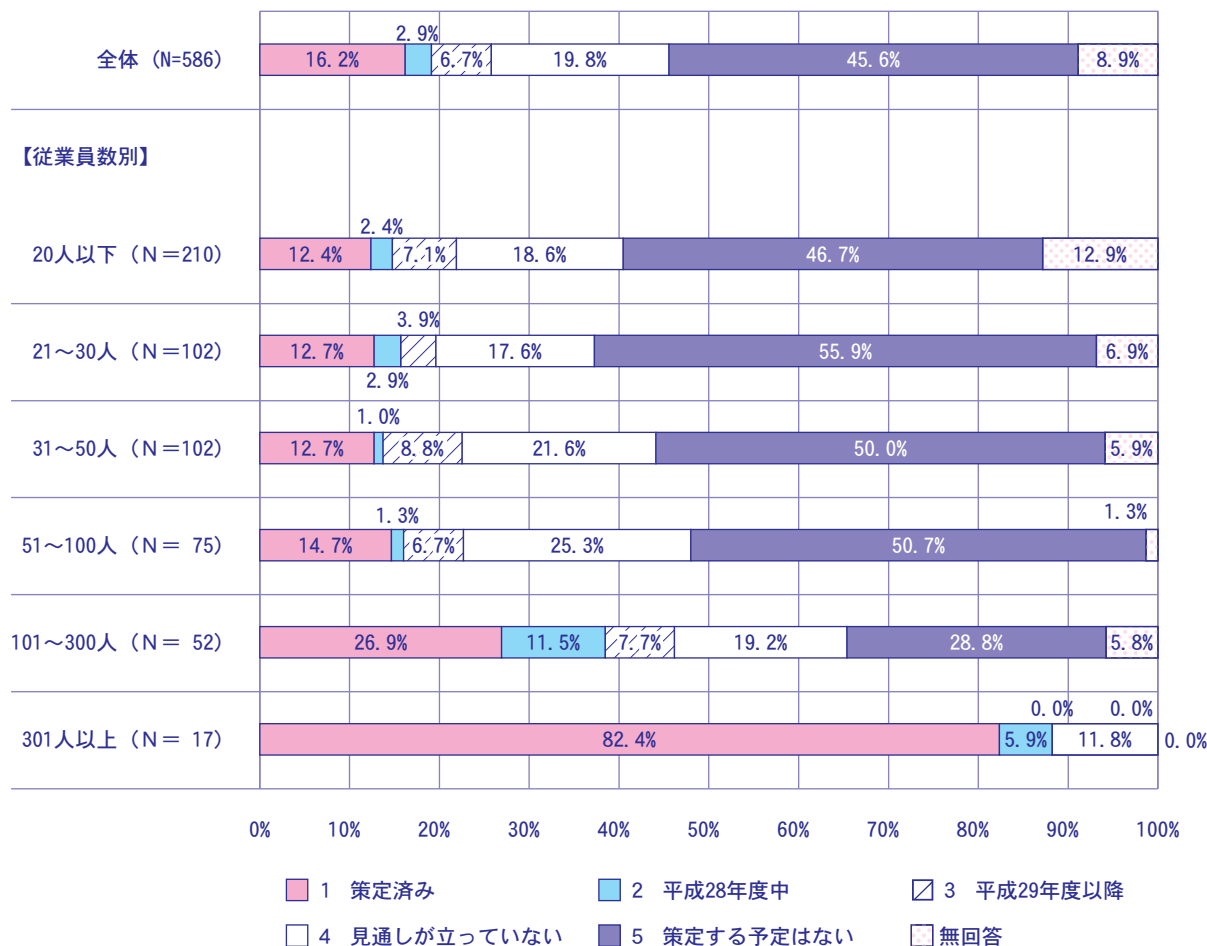
女性活躍推進法に基づく行動計画の策定について

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律により、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定について、労働者301人以上の事業主は義務、300人以下の事業主は努力義務とされています。

行動計画の策定期間についてお聞きます

301人以上の事業所では、「策定済み」が82.4%になっています。

300人以下の事業所では、「策定する予定はない」が一番高い割合となっています。



平成29年（2017年）2月

男女共同参画に関する市民アンケート・事業所意識調査報告書【概要版】

高崎市市民部人権男女共同参画課 〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地 1

電話 027-321-1228（直通）